

第41回

日野町消防団 ポンプ操法訓練大会

7月2日(日)、消防団員の消防操法技術習得と消防器具の安全な操作を身につけることを目的に、桜谷小学校グラウンドで「第41回日野町消防団ポンプ操法訓練大会」を開催しました。

各分団の団員の皆さんは5月下旬からの訓練の成果を遺憾なく発揮され、どのチームも見事な操法でした。訓練の成果をいかし、実際の現場でも活動されます。

大会結果

□小型ポンプの部

優勝

第3分団Aチーム

福永晃仁さん・白井達也さん・山添智史さん・村田昌規さん

□ポンプ車の部

優勝

第1分団24

杉村大樹さん・居永宗行さん・岡哲也さん・久保達也さん・岡崎利裕さん



▲小型ポンプの部 優勝 第3分団Aチーム



▲ポンプ車の部 優勝 第1分団24

◆問い合わせ先

総務課

総務担当

☎0748-52-6500

森林を取得した場合は届出が必要です

新たに森林の土地を取得した場合は、森林法の規定により、土地の所在する市町村に届出が必要です。

届出の対象となる森林

都道府県が策定する地域森林計画の対象となっている森林です。

登記上の地目によらず、取得した土地が森林の状態となっている場合は、届出の対象となる可能性が高いのでご注意ください。

日野町内で対象となる区域は、滋賀県のホームページに掲載されている森林計画図で確認できます。

届出の対象者

個人、法人を問わず、売買や相続などにより森林の土地を新たに取得された方。

ただし、国土利用計画法による届出を行った場合は除きます。

届出の期間

土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村に届出をしてください。

届出書類

森林の土地の所有者届出書のほか、次の書類を添付してください。

・公図の写しなど、その森林の土地の位置が分かる図面

・土地の登記事項証明書の写しなど、その森林の土地の取得理由と取得年月日が分かる書類

その他、詳しくは左記までお問い合わせください。

◆問い合わせ先

農林課

農林振興担当

☎0748-52-6563



滋賀県
ホームページ

多発するネットトラブルにご用心！

インターネットは、情報収集のほか、買い物やゲーム、電子メールなど、今や私たちの暮らしと切り離せないものになっています。

一方で、関連する消費者トラブルも数多く発生しています。今回は、トラブルの事例とその対処法について紹介します。

公式通販サイトを装った 広告に注意しましょう

事例

◎人気インテリア家具やブランド商品を注文した。「代引き配達」で宅配業者に代金を支払った後に商品を開封したところ、偽物とわかり、宅配業者に返金を求めたが返金されなかった。

◎SNS上の広告をきっかけに大幅に値引きされたブランド品を注文したところ、偽物が届いた。商品を返品して返金を求めたいが、通販サイトに名称や固定電話番号などの情報記載がない。



アドバイス

偽物が届く通販サイトの特徴を知って、少しでも怪しいと感じたら取引をやめましょう。偽物が届いたという通販サイトには、次のような特徴がありますのでご注意ください。

- ①販売価格が大幅に値引きされている
- ②通販サイトに記載されている日本語販売の字体、文章表現がおかしい
- ③通販サイトで支払方法が「代引き配達」しか選択できない
- ④「代引き配達」の送り状が販売業者の名称（会社名、サイト名）とは異なっている

「代引き配達」で宅配業者等に代金を支払って商品を受け取ってしまったと、後で商品が偽物だとわかってても宅配業者からの返金は困難です。

SNSの落とし穴 うまい話や勧誘に注意しましょう

事例

◎芸能人を名乗る者からSNSで「相談に乗ってほしい」という内容のメッセージが来た。返信したところ、有料メール交換サイトに誘導された。

アドバイス

無料通話アプリのIDは公開しないようにしましょう。

SNS上では、たくさんの方が情報発信していますが、すべてが信用できる情報とは限りません。

友達申請やメッセージを利用して悪質サイトに誘導され、被害にあうこともあります。

「有料メール交換サービス」に注意しましょう。

同情心や興味本位で連絡を取ってしまいがちですが、相手の言っていることが本当かどうかの確認は困難です。

「やりとりを続けてほしい」などと言われても、安易にサイトの利用を続けたり、料金を支払ったりすることはやめましょう。



契約内容を しっかり確認しましょう

事例

◎パソコンがうまく動かなくなり、500円で専門家が解決してくれるという質問サイトを利用した。後日、登録時に入力したクレジットカードから5,000円引き落とされていた。



アドバイス

「サブスク(サブスクリプション)の契約」になっている可能性があります。申し込みの画面や、契約時に届いた申し込み完了メール等を見て、契約内容を確認しましょう。

解約手続きを行わない限り契約が自動更新されますので、必要のない契約の場合は、事業者が定めた手順に従って解約しましょう。

*「サブスク(サブスクリプション)」とは、定められた料金を定期的に支払うことにより、一定期間、商品やサービスを利用できるサービスのことです。

◆問い合わせ先

交通環境政策課 環境政策担当

消費生活相談窓口

0748-5212500